

当院(私たち医療従事者)では

# 新型コロナウイルス感染症に対する 感染予防対策に取り組んでいます

## 濃厚接触のリスク評価



原則として、診察した患者が後に新型コロナウイルス感染症であることが判明した場合でも、上の感染予防策を適切に講じていれば

# 濃厚接触<sup>※</sup>者には該当しない

◎就業制限や施設の使用制限は必要なし ◎この場合、所管保健所等と緊密な連携を取ること

※濃厚接触とは

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の約2メートル以内で数分以上接触する。  
(例)ケアを行う、座って話をするなど
- 2 個人防護具を着用せずに患者の分泌物や排泄物に直接接触する。  
(例)咳をかけられる、素手で使用済みのティッシュに触れるなど

受診者から新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合、診療に携わった医療従事者は濃厚接触到該当しなくとも、毎日検温を実施し、健康管理を強化する